

12月NEWS

① 税制情報

【マイナンバー制度】

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。

国税庁が開設した社会保障・税番号制度のサイトでは、「よくある質問（FAQ）」や「税務関係書類への番号記載時期」が公表されました。今回は源泉徴収義務者等のマイナンバーに関するスケジュールの確認を行います。

また、国税庁では、個人番号・法人番号を記載する申告書や法定調書等の様式を平成27年1月以降に順次公表していく予定です。

マイナンバーのスケジュール

（平成27年10月から）

- 個人番号の通知
- 法人番号の通知・公表

（平成28年1月1日から）

- 番号の利用開始

申告書、法定調書等への「個人番号」、「法人番号」の記載

- ・所得税は平成28年申告分の申告書から
- ・法人税・消費税は平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から
- ・法定調書は平成28年1月以降の金銭等の支払等に係るものから

[給与所得者]

- 平成28年1月1日以降に提出する給与所得者の扶養控除申告書や配偶者特別控除申告書に、本人と控除対象配偶者・控除対象扶養親族の個人番号を記載して勤務先に提出

[源泉徴収義務者]

- 報酬・料金や原稿料の支払先から法定調書への記載に必要となる「個人番号」・「法人番号」の提示を求める
- 中途退職者の平成28年分の給与所得者の源泉徴収票に「個人番号」を記載して退職の日以後1ヵ月以内に従業員に交付

（平成29年1月1日から1月31日まで）

[源泉徴収義務者]

- 平成28年分の給与所得者の源泉徴収票に「個人番号」を記載して従業員に交付
- 平成28年分の給与所得者の源泉徴収票や報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書に「個人番号」・「法人番号」を記載して税務署に提出

（平成29年3月15日まで）

- 平成28年分の所得税の確定申告書や国外財産調書に「個人番号」を記載して税務署に提出

②12月の主な税務

12月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
12月1日	9月決算法人の確定申告
12月1日	3月、6月、9月、12月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
12月1日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
12月1日	3月決算法人の中間申告の半期分
12月1日	消費税の年税額が400万超3月・6月・12月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告
12月10日	11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
H27年1月5日	10月決算法人の確定申告
H27年1月5日	1月、4月、7月、10月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
H27年1月5日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
H27年1月5日	4月決算法人の中間申告の半期分
H27年1月5日	消費税の年税額が400万超の1月・4月・7月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告
H27年1月5日	消費税の年税額が4,800万超の9・10月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）
12月	(1) 給与所得の年末調整 調整の時期・・・本年最後の給与の支払をするとき (2) 給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出 提出期限・・・本年最後の給与の支払を受ける日の前日 提出先・・・給与の支払者経由で、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長 (3) 固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付 納期限・・・12月中の市町村の条例で定める日

③スタッフの一言

寒気きびしき折柄 あわただしい師走となり、何かとご多用のことと存じます。街中はクリスマスのイルミネーションが華やかとなりました。

事務所では12月は通常業務の他に年末調整など忙しい日々が続きます。新たな気持ちで新年を迎えられるように今年のうちにはできる業務は今年中に終わらせたいと思います。

来年も素晴らしい年でありますように心よりお祈り申し上げます。

入江